

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 川 村 一 峰

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 さいたま栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>番一 地先 まで</p>	<p>久喜市東大輪字浅間下二一〇四番一 地先から同市八甫字天王川一三九一</p>	<p>区 間</p>
<p>一九・八〇〃 二〇・〇〇</p>	<p>一六・八〇〃 一七・〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>四七・〇〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>自転車歩行者道整備工事である。</p>		<p>備 考</p>